

6.1.2.2 工事の完了後

(1) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス

ア 長期平均値（年平均値）

予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が3.11%、浮遊粒子状物質が0.38%、二酸化窒素が1.05%、ダイオキシン類が2.10%、塩化水素が17.63%、水銀が8.79%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努め、大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-5 二酸化硫黄予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 2%除外値	
①	北清掃工場	0.002(寄与率:0.96%)	0.004	日平均値の 2%除外値が 0.04以下
②	第四岩淵小学校	0.002(寄与率:0.80%)	0.004	
③	赤羽自然観察公園(東門)	0.002(寄与率:0.78%)	0.004	
④	荒川小学校	0.002(寄与率:2.70%)	0.004	
⑤	豊島八丁目遊び場	0.002(寄与率:0.91%)	0.004	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南南西、約1,000m)		0.002(寄与率:3.11%)	0.004	

注1) 年平均値は、小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

二酸化硫黄のバックグラウンド濃度：0.002 (ppm)

表 6.1-6 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 2%除外値	
①	北清掃工場	0.017(寄与率:0.11%)	0.041	日平均値の 2%除外値が 0.10以下
②	第四岩淵小学校	0.017(寄与率:0.10%)	0.041	
③	赤羽自然観察公園(東門)	0.017(寄与率:0.09%)	0.041	
④	荒川小学校	0.017(寄与率:0.33%)	0.041	
⑤	豊島八丁目遊び場	0.017(寄与率:0.11%)	0.041	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南南西、約1,000m)		0.017(寄与率:0.38%)	0.041	

注1) 年平均値は、小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.017 (mg/m³)

表 6.1-7 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の年間98%値	
①	北清掃工場	0.018(寄与率:0.32%)	0.039	日平均値の年間98%値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下
②	第四岩淵小学校	0.018(寄与率:0.27%)	0.039	
③	赤羽自然観察公園(東門)	0.018(寄与率:0.26%)	0.039	
④	荒川小学校	0.018(寄与率:0.91%)	0.039	
⑤	豊島八丁目遊び場	0.018(寄与率:0.30%)	0.039	
予測最大着地濃度地点(計画地の南南西、約1,000m)		0.018(寄与率:1.05%)	0.039	

注1) 年平均値は、小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.018 (ppm)

表 6.1-8 ダイオキシン類の予測濃度の評価結果

単位：pg-TEQ/m³

予測地点		予測濃度	環境基準
		年平均値	
①	北清掃工場	0.030(寄与率:0.64%)	年平均値が0.6以下
②	第四岩淵小学校	0.030(寄与率:0.54%)	
③	赤羽自然観察公園(東門)	0.030(寄与率:0.52%)	
④	荒川小学校	0.031(寄与率:1.82%)	
⑤	豊島八丁目遊び場	0.030(寄与率:0.61%)	
予測最大着地濃度地点(計画地の南南西、約1,000m)		0.031(寄与率:2.10%)	

注1) 年平均値は、小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

ダイオキシン類のバックグラウンド濃度：0.030 (pg-TEQ/m³)

表 6.1-9 塩化水素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度	目標環境濃度
		年平均値	
①	北清掃工場	0.0003(寄与率:6.04%)	年平均値が0.02以下
②	第四岩淵小学校	0.0003(寄与率:5.12%)	
③	赤羽自然観察公園(東門)	0.0003(寄与率:5.00%)	
④	荒川小学校	0.0004(寄与率:15.64%)	
⑤	豊島八丁目遊び場	0.0003(寄与率:5.78%)	
予測最大着地濃度地点(計画地の南南西、約1,000m)		0.0004(寄与率:17.63%)	

注1) 年平均値は、小数第五位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

塩化水素のバックグラウンド濃度：0.0003 (ppm)

表 6.1-10 水銀の予測濃度の評価結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

予測地点		予測濃度	指針値
		年平均値	
①	北清掃工場	0.0021(寄与率:2.82%)	年平均値が 0.04以下
②	第四岩淵小学校	0.0020(寄与率:2.37%)	
③	赤羽自然観察公園(東門)	0.0020(寄与率:2.32%)	
④	荒川小学校	0.0022(寄与率:7.70%)	
⑤	豊島八丁目遊び場	0.0021(寄与率:2.68%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の南南西、約1,000m)		0.0022(寄与率:8.79%)	

注1) 年平均値は、小数第五位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

水銀のバックグラウンド濃度： $0.0020 (\mu\text{g}/\text{m}^3)$

イ 短期平均値（1時間値）（最大着地濃度地点）

煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時について予測した。

予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は0.1%であった。

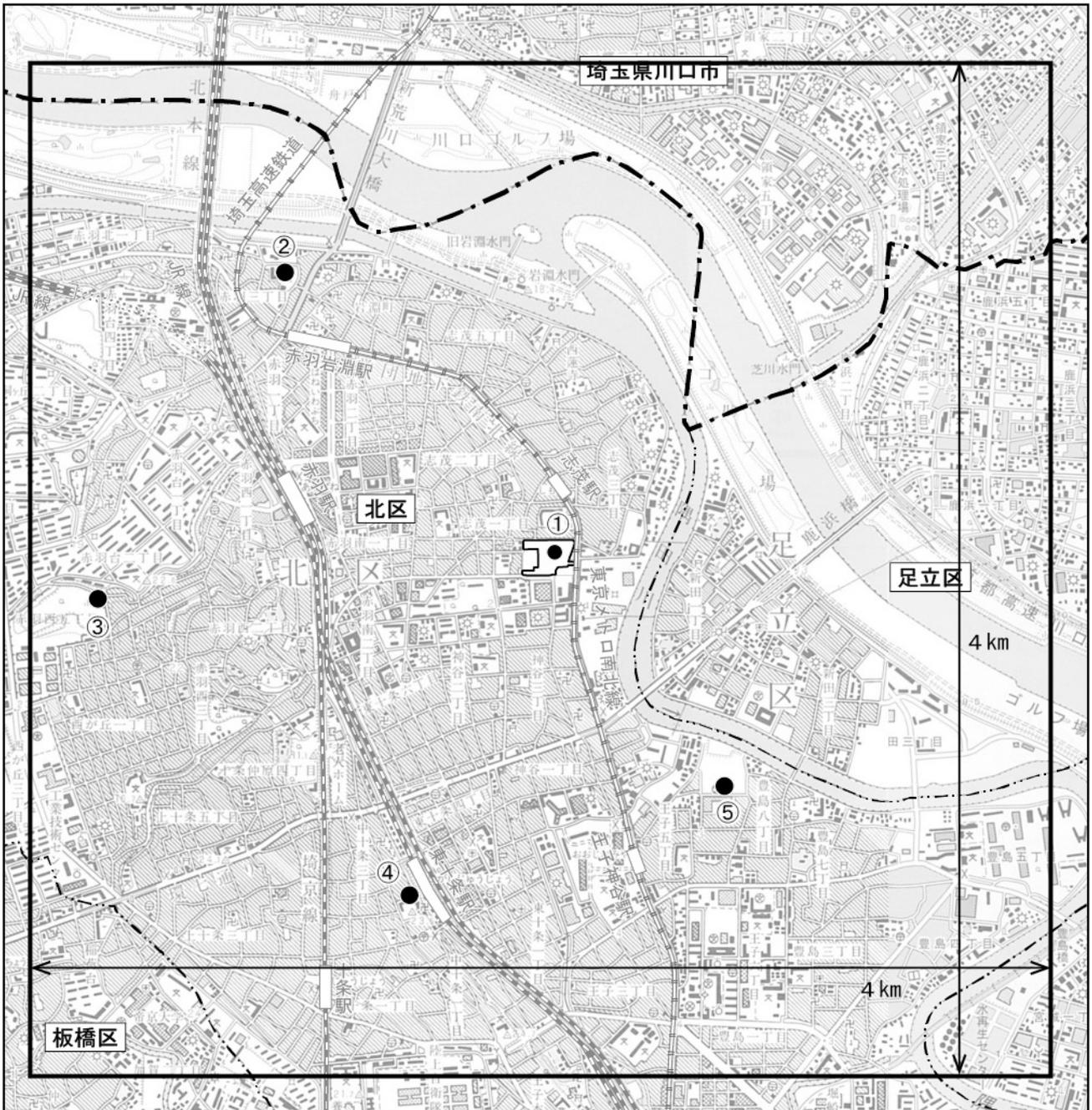
したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-11 予測濃度の評価結果（上層逆転層発生時）

項目	予測濃度	評価の指標	
二酸化硫黄 (ppm)	0.013	0.1以下	環境基準
浮遊粒子状物質 (mg/m^3)	0.084	0.20以下	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	0.070	0.1以下	短期暴露指針値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ m^3)	0.076	0.6以下	環境基準
塩化水素 (ppm)	0.005	0.02以下	目標環境濃度
水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.012	0.04以下	指針値

注1) 予測濃度は、小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : JR 線
- : 私鉄・地下鉄線

- : 予測地点
- ①北清掃工場
- ②第四岩淵小学校
- ③赤羽自然観察公園（東門）
- ④荒川小学校
- ⑤豊島八丁目遊び場



1 : 25,000



図 6.1-3 施設稼働に伴う排出ガス予測地域・予測地点

(2) ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス

予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（2 地点）において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01～0.02%、二酸化窒素が0.59～1.85%である。

したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-12 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 2%除外値	
①	なでしこ小学校東側	0.018 (寄与率 0.01%)	0.041	日平均値の 2%除外値が 0.10 以下
②	神谷ポンプ所前	0.018 (寄与率 0.02%)	0.041	

注1) 年平均値は、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.018 (mg/m³)

表 6.1-13 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間 98% 値	
①	なでしこ小学校東側	0.022 (寄与率 0.59%)	0.043	日平均値の 年間 98% 値が 0.04 から 0.06 までのゾーン内 又はそれ以下
②	神谷ポンプ所前	0.022 (寄与率 1.85%)	0.043	

注1) 年平均値は、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。

窒素酸化物のバックグラウンド濃度：0.035 (ppm)

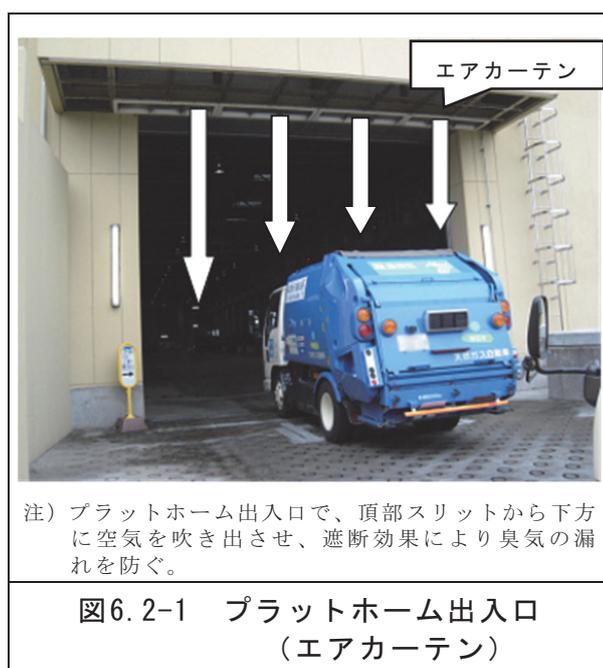
6.2 悪臭

6.2.1 環境保全のための措置

6.2.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。
- ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。
- ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク内の気積に見合ったものとする事により、脱臭能力を確保する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、下水道へ排出する。



6.2.2 評価の結果

6.2.2.1 工事の完了後

(1) 施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）

予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-1 敷地境界の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
計画地敷地境界	<10	12

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

(2) 施設の稼働に伴う臭気（煙突）

予測結果は、煙突等気体排出口において、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-2 煙突等気体排出口の評価結果

評価対象	臭気排出強度 (m ³ N/min)	
	予測結果	規制基準
焼却設備（1炉当たり）	7.5×10^5	2.6×10^8
脱臭装置（出口）	2.1×10^4	3.1×10^7

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。

(3) 施設の稼働に伴う臭気（排水水）

予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数26であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数28）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-3 排水水の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
排水水	26	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、計画施設が該当する第二種区域における排水水の値である。

6.3 騒音・振動

6.3.1 環境保全のための措置

6.3.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界に高さ 3 m 程度の仮囲いを設ける。

(2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。
- ・ 屋外に設置する冷却塔にはサイレンサーを設置する。

6.3.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・ 解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう務める。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。
- ・ 工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 建設機械類の配置については、1 か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 工事用車両の搬出入については、車両の走行ルートの特約、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。
- ・ 計画地周辺の住宅、学校、保育所、福祉施設等への影響を配慮し、適切な防音対策を講じる。

(2) 工事の完了後

- ・ 騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ ごみ収集車両等の運行については、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努める。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

6.3.2 評価の結果

6.3.2.1 工事の施行中

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	最大値出現地点 (予測地点)	騒音レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	地下部解体、掘削、基礎(杭)	34 か月目	② 敷地境界東側	83	85 ^{注1)}
(2)	く体・プラント工事	建方、据付	52 か月目	① 敷地境界北側	77	80 ^{注2)}

注1) 34 か月目の規制基準・勧告基準は、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注2) 52 か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

(2) 建設機械の稼働に伴う振動

各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-2 建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点	振動レベル(dB)	
					予測結果	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	地下部解体、掘削、基礎(杭)	34 か月	④ 敷地境界西側	72	75 ^{注1)}
(2)	く体・プラント工事	建方、据付	52 か月	④ 敷地境界西側	70	70 ^{注2)}

注1) 34 か月目の規制基準・勧告基準は、「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。

注2) 52 か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

(3) 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音

予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（2地点）において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は-0.2~0.0dBであり、現況と同程度と予測される。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-3 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の評価結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
①	なでしこ小学校東側	<u>72</u>	0.0	<u>72</u>	70
②	DNPソリューションセンター前	<u>72</u>	-0.2*	<u>72</u>	70

- 注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。
 注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。
 注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。
 注4) 下線部は、環境基準超過を示す。
 注5) ※は予測結果が現況調査結果を下回ることを示す。これは、現況調査結果には現況ごみ収集車両等の影響が含まれており、この影響を除いてから工事用車両の影響を加えたためである。

(4) 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動

予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（2地点）において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-4 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L_{10} (dB)							
		現況調査結果		現況調査結果に対する振動レベルの増加分		予測結果		規制基準	
		時間区分		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	なでしこ小学校東側	51	42	-0.1	0.1	51	42	60	55
②	DNPソリューションセンター前	48	45	-0.3	0.3	47	45	65	60

- 注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。
 第二種区域 昼間：8時～20時、夜間：20時～8時
 注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。
 注3) 昼間の予測結果は、8時～20時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。
 注4) 夜間の予測結果は、7時～8時の振動レベルを示す。
 注5) 地点①の規制基準については、学校から50m区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定より5dBを減じている。

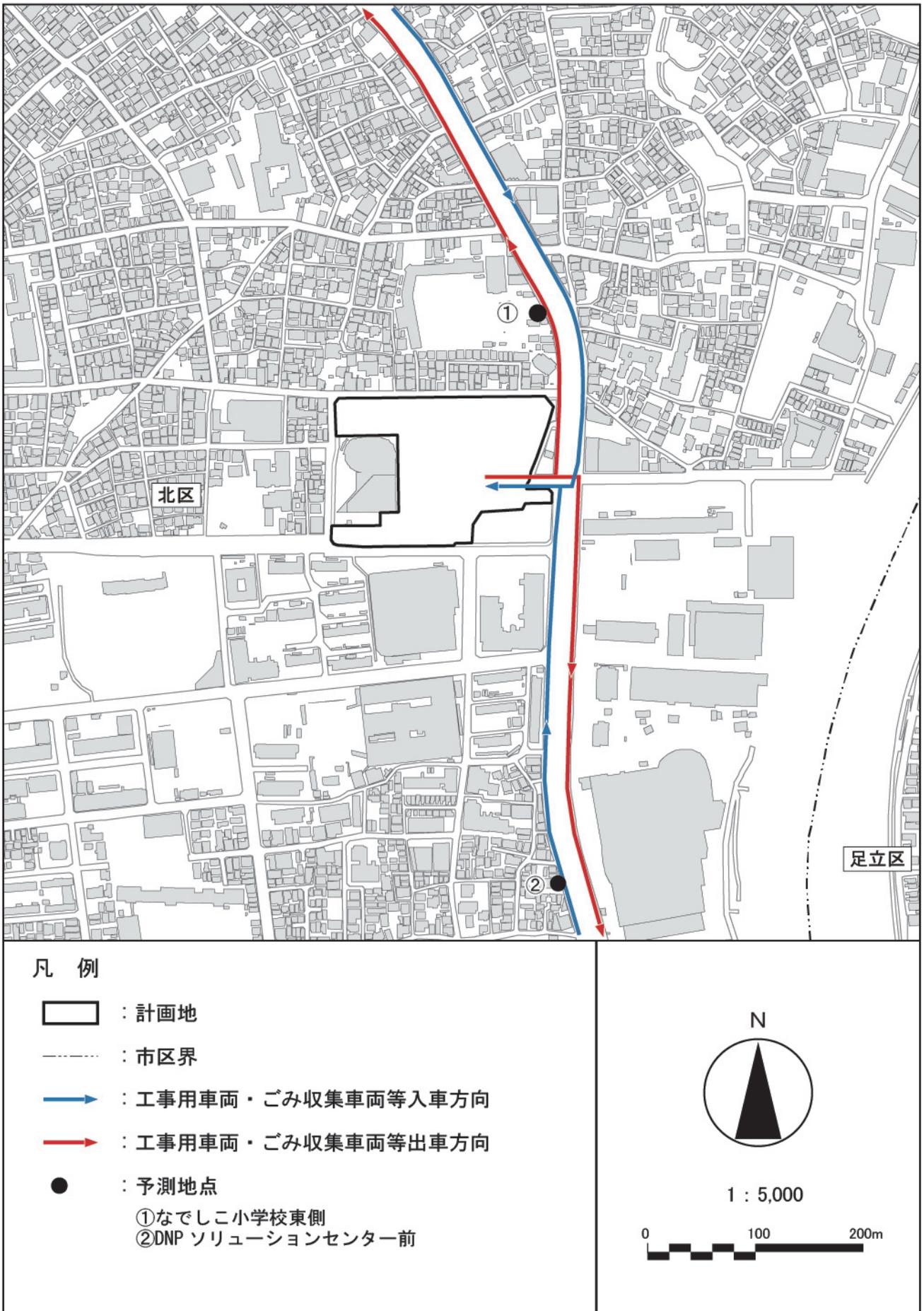


図 6.3-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動予測地点

6.3.2.2 工事の完了後

(1) 施設の稼働に伴う騒音

予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。

さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-5 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

予測地点		騒音レベル (dB)					
		時間区分	予測結果		規制基準		
			昼間	朝・夕・夜間	昼間	朝・夕	夜間
①	敷地境界北側	37	37	60(55※)	55(50※)	50(45※)	
②	敷地境界東側	49	49	60	55	50	
③	敷地境界南側	48	48	60	55	50	
④	敷地境界西側	40	40	60(55※)	55(50※)	50(45※)	

注1) 表中の規制基準は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。

注2) ※は、小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注4) 時間区分：朝6時～8時、昼間8時～20時、夕20時～23時、夜間23時～6時

(2) 施設の稼働に伴う振動

予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。

さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、基礎を強固にし、振動伝搬の低減を図る等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-6 施設の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

予測地点		振動レベル (dB)				
		時間区分	予測結果		規制基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	敷地境界北側	53	53	65(60※ ¹)	60(55※ ¹)	
②	敷地境界東側	53	53	65	60	
③	敷地境界南側	57	57	65	60	
④	敷地境界西側	56	56(47※ ²)	65(60※ ¹)	60(55※ ¹)	

注1) 表中の規制基準は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。

注2) ※¹は、小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。また、※²は、小学校、保育所の敷地から、50m区域内における敷地境界の予測値の最大を示す。

注4) 時間区分：昼間8時～20時、夜間20～8時

(3) ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音

予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（2地点）において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分はなく、現況と同程度以下と予測される。

ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-7 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の評価結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
①	なでしこ小学校東側	<u>72</u>	0.0	<u>72</u>	70
②	DNPソリューションセンター前	<u>72</u>	0.0	<u>72</u>	70

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注4) 下線部は、環境基準超過を示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、北清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

(4) ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動

予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（2地点）において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。

ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-8 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L_{10} (dB)				
		現況調査結果	現況調査結果に対する振動レベルの増加分	予測結果	規制基準	
		時間区分	昼間	昼間	昼間	昼間
①	なでしこ小学校東側		51	0.1	51	60
②	DNPソリューションセンター前		48	0.3	48	65

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第二種区域 昼間：8時～20時、夜間：20時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、8時～17時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 「ごみ収集車両等」は、北清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

注5) 地点①の規制基準については、学校から50m区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定より5dBを減じている。

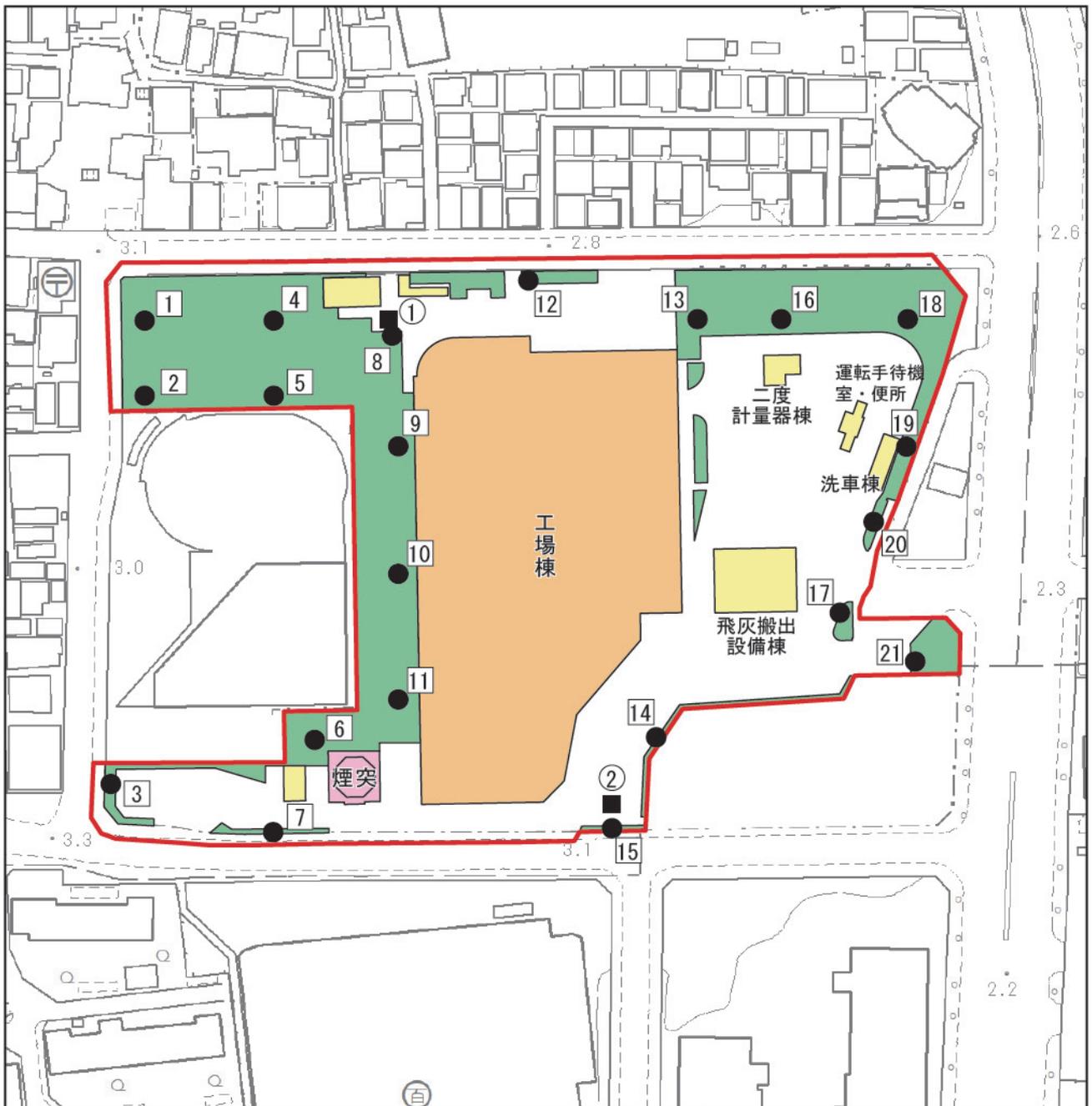
6.4 土壌汚染

6.4.1 現況調査の結果

6.4.1.1 土地利用の履歴等の状況

表 6.4-1 土地利用の履歴等の状況

年	施設の内容	
大正9(1920)年	所有権移転	水田として利用されていた土地が大蔵省管轄になる。
昭和24(1949)年	所有権移転	日本国有鉄道の赤羽給電区の発電及び変電設備となる。
昭和37(1962)年	用地取得	旧赤羽変電所跡地の一部を東京都が取得。
昭和44(1969)年	旧北清掃工場(初代) しゅん工	—
昭和56(1981)年	用地取得	旧赤羽変電所跡地の残りを東京都が取得。
平成5(1993)年	現北清掃工場(2代目) 着工	カドミウム等による汚染土壌を緩衝緑地の封込め槽に封じ込め
平成10(1998)年	現北清掃工場しゅん工	—
平成12(2000)年	所有権移転	東京二十三区清掃一部事務組合へ所有権の譲与
令和2(2020)年	清掃工場稼働中	清掃工場は継続稼働中である。



凡 例

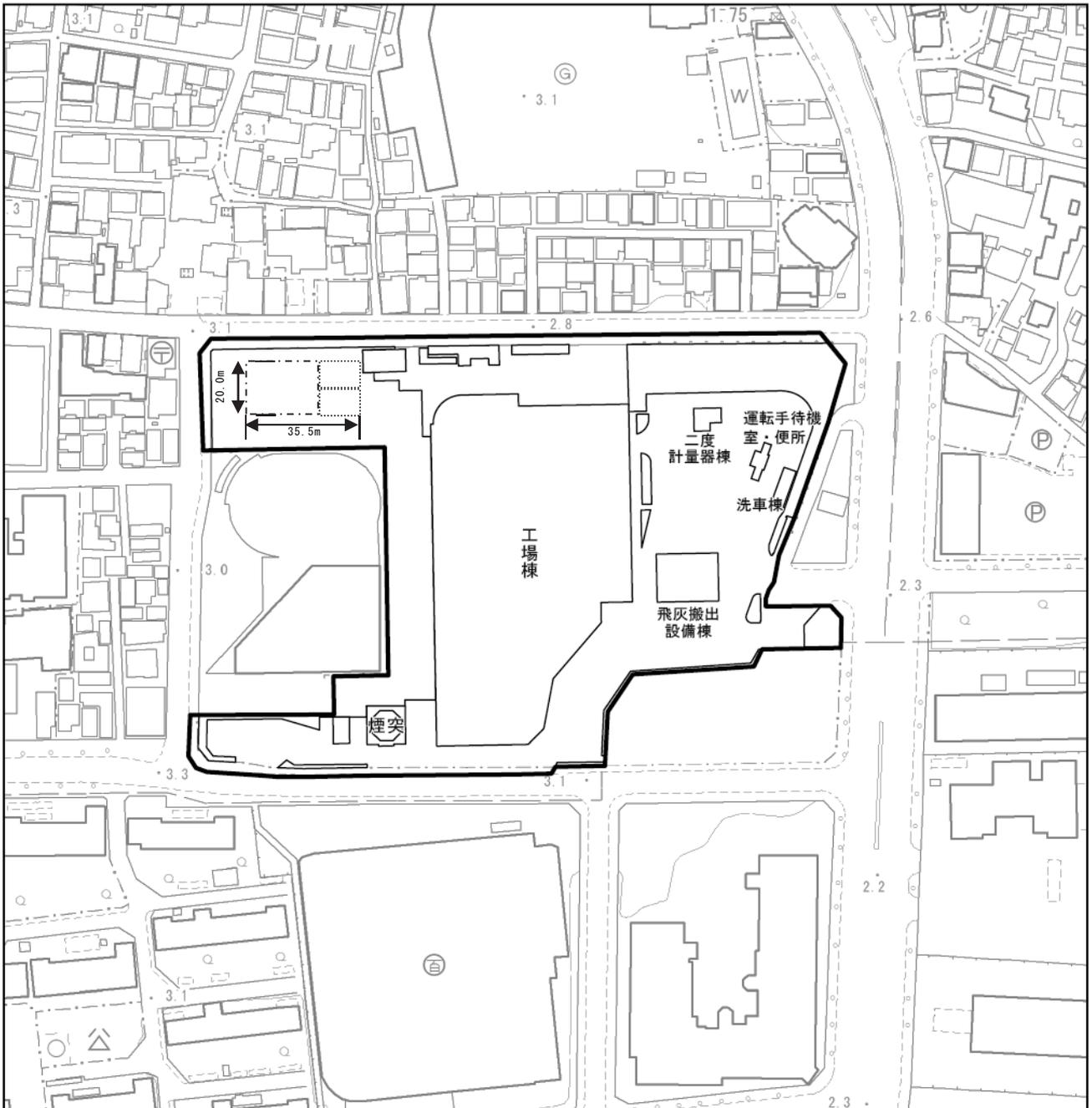
- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟、洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 土壌試料調査地点 (1~21)
- : 地下水調査地点 (①~②)



1 : 1,500



図 6. 4-1 土壌及び地下水質調査地点



凡例

- : 鉄筋コンクリート槽 (水銀、鉛汚染土壌)
- : 鋼矢板槽 (鉛、亜鉛、水銀、カドミウム汚染土壌)



1 : 2,000



注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

図 6.4-2 封込め槽の位置図

6.4.2 環境保全のための措置

6.4.2.1 予測に反映した措置

工事の施行中において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

(1) 有害物質の土壌汚染状況調査等

既存施設の除却に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査にあたっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。

なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超えていると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。

(2) 建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認

本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。

(3) 汚染土壌の適切な処理

(1)の調査において確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。

なお、ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。

6.4.2.2 予測に反映しなかった措置

工事における排水にあたっては、6.4.2.1(1)又は(2)の調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、下水道に放流する。

6.4.3 評価の結果

6.4.3.1 工事の施行中

(1) 土壌中の有害物質等の濃度

既存施設の稼働中において、計画地内（21地点）の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回った。

さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

(2) 地下水への溶出の可能性の有無

計画地内（2地点）の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は、環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準を下回った。

有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。

(3) 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無

現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。

また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。

6.5 地盤

6.5.1 環境保全のための措置

6.5.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・ 工事に際しては、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留め壁下側から回り込む地下水の流入を防ぐ工法を採用する。
なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、今後計画する。
- ・ 山留め壁に切梁支保工を設ける等、山留め壁の変位を最小に留め、山留め壁周辺への影響を小さくする。

(2) 工事の完了後

- ・ 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする。

6.5.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・ 工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。
- ・ 盤ぶくれ等が生じる恐れがある場合には、山留め壁の根入れをさらに深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

(2) 工事の完了後

- ・ 計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。

6.5.2 評価の結果

6.5.2.1 工事の施行中

(1) 地盤の変形の範囲及び変形の程度

工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁（SMW）や鋼矢板等による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。

したがって、掘削工事に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。

(2) 地下水の水位及び流況の変化の程度

工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域（GL約-27m）は、遮水性の高い山留め壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、

計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。

また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。

したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。

(3) 地盤沈下の範囲及び程度

「(2) 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事等が周辺の地下水位に及ぼす影響は小さい。

また、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。

したがって、地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。

6.5.2.2 工事の完了後（地下く体工事の完了後）

(1) 地盤の変形の範囲及び変形の程度

計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留め壁（SMW）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものとする。

したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。

(2) 地下水の水位及び流況の変化の程度

地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。

また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。

したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さいと考える。

(3) 地盤沈下の範囲及び程度

「(2) 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、工事の完了後における地下水の水位への影響は小さい。

したがって、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。